

自動車税が変わります

2019年10月1日から、自動車税や自動車の購入時に課税される自動車取得税など、自動車の税が大きく変わっています。

《自動車税（種別割）の税率引下げ》

2019年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用の乗用車（登録車）から、自動車税（種別割）の税率が引き下げられます。なお、軽自動車税（種別割）の税率は、変更されません。

排気量	引下げ前の税率	引下げ後の税率（引下げ額）
1,000cc 以下	29,500 円	25,000 円（▲4,500 円）
1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500 円	30,500 円（▲4,000 円）
1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500 円	36,000 円（▲3,500 円）
2,000cc 超 2,500cc 以下	45,000 円	43,500 円（▲1,500 円）
2,500cc 超 3,000cc 以下	51,000 円	50,000 円（▲1,000 円）
3,000cc 超 3,500cc 以下	58,000 円	57,000 円（▲1,000 円）
3,500cc 超 4,000cc 以下	66,500 円	65,500 円（▲1,000 円）
4,000cc 超 4,500cc 以下	76,500 円	75,500 円（▲1,000 円）
4,500cc 超 6,000cc 以下	88,000 円	87,000 円（▲1,000 円）
6,000cc 超	111,000 円	110,000 円（▲1,000 円）

《自動車取得税の廃止と環境性能割の導入》

2019年10月1日以降、『自動車取得税』が廃止され『環境性能割』が導入されます。環境性能割の税率は、自動車の燃費性能等に応じて以下の通りです。

- ・自家用の登録車は0～3%
- ・営業用の登録車と軽自動車は0～2%

※環境性能割については、新車・中古車を問わず対象になります。